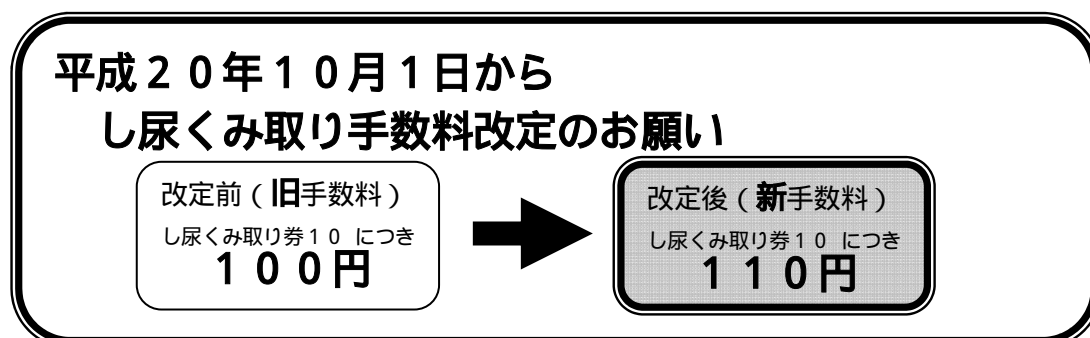


し尿くみ取りを利用されている世帯の皆さまへ



し尿のくみ取り世帯の皆さん。平素は環境衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、し尿くみ取り業務を効率的に行うため、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村で構成しています相楽郡広域事務組合（代表理事 木村要精華町長）では、昨年の11月議会で「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正（くみ取り手数料の改正）を提案しました。

組合議会（構成市町村議会の議員14名 議長 奥野卓士精華町議会議長）では、「住民生活に関わる重要な案件であるため、十分な審議が必要である。」として、特別委員会（委員長 山口勝己和束町議会議員）を設置し、4回にわたって委員会を開催し、引き上げの経過や理由について、引き上げ額の妥当性について、日常の計量が適正に行われているかなどについて、さまざまな角度から審議され、また、業者代表も参考人として出席し、計量問題や事業経営の現状について意見聴取しました。

こうした審議の結果、去る5月26日に開かれた組合議会臨時会で、「今年の10月1日より、110円/10」にすることが可決承認されました。

平成13年4月1日以来7年半ぶりの改正となるもので、引き上げの理由は、原油高を初めとした諸物価の高騰する中であって、くみ取りという一日も休めない業務を安定的・継続的に行うため、収集コストにかかる経費を実態に応じて適正化したものでございます。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この改正により、くみ取り券=チケットの取扱いを次のように行いますので、ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

10月1日以降のくみ取り時は、新券（110円）が必要となります。

旧券をお持ちの方は、差額分（10円/10）を負担していただき、新券（110円）に交換しておいてください。

新券の販売は、9月1日から30日まで、各市町村役場（役所）と指定金融機関等で行いますので、お求めください。

お尋ねのことがございましたら、次の機関にご連絡ください。

市 町 村 名	担 当 課	電 話 番 号
相楽郡広域事務組合	事 務 局	(0774)72-0421
木 津 川 市	まち美化推進課	(0774)75-1215
笠 置 町	住 民 課	(0743)95-2301
和 束 町	農 村 振 興 課	(0774)78-3001
精 華 町	衛 生 課	(0774)95-1905
南 山 城 村	産 業 生 活 課	(0743)93-0101